

## 環境工学本委員会委員長選挙内規

昭和61年 3月17日制定  
昭和62年12月22日制定  
平成 2年 1月29日制定  
平成 3年12月 9日制定  
平成11年 5月19日制定  
平成19年 1月25日制定  
2010年 9月27日制定

1. この内規は、環境工学委員会運営規程第6条第2号に規定する改組時における本委員会委員長選挙に関する内規である。
2. この委員長選挙において、被選挙権を有するものは、環境工学本委員会（旧規定の運営委員会を含む）委員経験者である個人正会員とする。
3. この選挙において、投票権を有する者は、委員長，運営委員会主査，本委員会選出委員，支部選出委員，次期主査候補者とする。
4. 選挙は投票権者の3分の2以上の出席をもって成立し、投票の方法は単記無記名とする。
5. 第1回目の投票は、被選挙権を有する者すべてを対象として実施する。
6. 第2回目の投票は、第1回目の投票で選出された上位3位までの者を対象として実施する。
7. 第3回目の投票は、第2回目の投票で選出された上位2位までの者を対象として実施する。
8. いずれの投票においても、有効投票数の過半数の投票を得たものがあれば委員長として選出し、選挙を終了する。
9. (1) いずれの投票においても投票数が同数の場合は、年長者を上位とする。  
(2) 第3回目の投票の結果、得票数が同数で過半数が得られない場合は、年長者を委員長として選出し、選挙を終了する。
10. この選挙における選挙管理、事務手続きは本委員会の現委員長が執り行うこととし、学会事務局がこれを補佐する。開票立会人若干名を委員会が指名する。
11. この内規は2010年9月27日より施行する。